

目 次

第2版はしがき
凡 例
参考文献

第1篇 立憲主義と法の支配

第I部 国家と憲法

| | |
|---------------------------------------|------|
| 第1章 国家・主権・憲法 | (4) |
| I 国 家 (4) | |
| 近代国家とは／「国民」概念の導入／日本における国民国家の誕生 | |
| II 主権——「法システムとしての国」の権限 (6) | |
| 主権概念／国際公法の宛名／国内における主権 | |
| III 立憲主義・人権保障 (8) | |
| 第2章 憲 法 | (11) |
| I 憲法とは何か (11) | |
| 憲法概念／近代憲法の特質／憲法の分類／立憲主義 | |
| 第3章 憲法の歴史 | (16) |
| I 憲法の歴史 (16) | |
| 近代憲法の成立／現代憲法の特徴とその課題 | |
| II 日本憲法史 (18) | |
| 明治憲法の誕生まで／明治前期の憲法案／明治憲法の誕生／明治憲法の展開と終焉 | |

Ⅲ 日本国憲法の誕生 (21)

ポツダム宣言受諾と占領統治／日本国憲法の誕生／日本国憲法
成立の法理

Ⅳ 日本国憲法の展開 (23)

第4章 憲法の保障と憲法の改正 …………… (25)

I 憲法の保障 (25)

憲法の保障としての「憲法の最高法規性」／公務員の憲法尊重
擁護義務

II 憲法の改正 (26)

憲法改正手続の意義／日本国憲法の改正手続

Ⅲ 抵抗権と国家緊急権 (28)

Ⅳ 憲法改正問題を考える——自民党改憲草案を素材に (29)

現代改憲論への助走／改憲草案に見る「基本原理」／平和主義
／人権／統治／反立憲の改憲草案

第5章 憲法と国際法 …………… (37)

I 憲法と国際法の関係についての国際法理論 (37)

II 憲法と国際法の関係に関する憲法理論 (39)

憲法98条2項／条約締結の民主的統制

Ⅲ 国内法体系における条約の地位 (42)

憲法と条約の関係／条約の違憲審査／法律と条約の関係／条約
の直接適用可能性と間接適用

第Ⅱ部 平和主義

第6章 戦争放棄・戦力不保持・平和的生存権 …………… (50)

I 憲法の平和主義と「戦争責任・戦後責任」(50)

II 戦争放棄・戦力不保持 (51)

制憲過程と憲法9条の成立／憲法9条の解釈／自衛権否認説の

意義

Ⅲ 平和的生存権 (54)

法治国家（立憲国家）における戦争と人権／消極説と積極説／
根拠法条／権利内容／権利主体

第7章 日米安保条約 (58)

I サンフランシスコ講和条約と（旧）日米安保条約 (58)

歴史的背景と政治的性格／旧安保条約から新安保条約へ

II 新（現行）日米安保条約の成立と展開 (59)

解釈の主要論点／地位協定と沖縄問題（基地問題）

III ポスト冷戦における日米安保体制の再編成と有事法制 (65)

旧ガイドライン／日米安保共同宣言・新ガイドラインと周辺事
態法／有事法制

第8章 国際平和と憲法の平和主義 (69)

——「力の支配」から「法の支配」へ

I 国連憲章の集団安全保障体制 (69)

国連憲章の武力行使禁止原則と集団安全保障手続／自衛権と集
団安全保障

II ポスト冷戦における地域紛争と日本政府の戦争協力 (71)

湾岸戦争／アフガン侵攻とイラク戦争／日本政府の米軍支援

III 「力の支配」から「法の支配」へ (74)

憲章における戦争の違法化／ポスト冷戦における「力の支配」
と「法の支配」

第Ⅲ部 公権力の仕組みと原理

第9章 国民主権と権力分立 (78)

I 近代憲法における国民主権と権力分立 (78)

「国民主権」の原理／権力分立の原理

- II 日本国憲法における国民主権と権力分立 (86)
明治憲法の基本原理／日本国憲法における2つの原理の具体化

第10章 選挙と政党 (89)

- I 選挙 (89)
選挙権／選挙制度
- II 政党 (94)
政党の意義と憲法上の位置づけ／政党の「公的」性格と政党に関する法的規律のあり方

第11章 立法権 (98)

- I 国会の憲法上の地位 (98)
国民の代表機関／「国権の最高機関」としての国会／唯一の立法機関としての国会
- II 国会の組織と権能 (102)
二院制／国会の権能
- III 議院の権限 (104)
議院の自律権／国政調査権
- IV 国会議員の地位と特権 (106)
国会議員の地位／国会議員の特権

第12章 行政権 (110)

- I 行政権と内閣 (110)
行政権とは何か／行政権の主体としての内閣
- II 議院内閣制の本質と衆議院解散権 (113)
議院内閣制の意義と本質／衆議院の解散
- III 内閣の組織と権能 (116)
内閣の組織と閣議／内閣総理大臣の権限
- IV 内閣の権能と責任 (117)
内閣の権能／内閣の責任

第13章 司法権…………… (120)

- I 司法権の意味と限界 (120)
司法権の意味と範囲／司法権の限界
- II 裁判所の組織と権能 (123)
裁判所の組織／最高裁判所／下級裁判所
- III 司法権の独立の原則 (125)
司法権の独立の意味／裁判所の独立／裁判官の独立
- IV 国民の司法参加と裁判員裁判 (128)
国民の司法参加と裁判員裁判の発足／裁判員の選出・役割・義務
- V 裁判の公開原則 (130)

第14章 財政…………… (133)

- I 財政民主主義の原理 (133)
憲法と税財政入門／財政民主主義の意義と歴史／日本国憲法と財政民主主義
- II 租税法律主義 (135)
税金は法律で決めること／租税特別措置の問題
- III 国費の支出 (136)
憲法85条の意義／国費の支出と財政投融资の問題
- IV 予算 (137)
予算の意義／予算の法的性格／予算の種類
- V 決算と会計検査院、国民への財政報告 (138)
- VI 公金その他公の財産の支出・利用の制限 (憲法89条の意義) (138)

第15章 地方自治…………… (140)

- I 地方自治はなぜ必要か (140)
地方自治の理念／住民自治と団体自治／住民投票／地方分権
- II 地方公共団体の組織と権限 (144)

地方公共団体の意味／地方公共団体の組織／地方公共団体の権能

第16章 象徴天皇制 …………… (150)

- I 国民主権と象徴天皇制 (150)
明治憲法の天皇と日本国憲法の天皇／国民主権と象徴天皇制
- II 天皇の地位と皇位継承 (152)
象徴としての天皇／皇位の継承
- III 天皇の権能 (153)
国事行為／国事行為の代行／天皇の公的行為
- IV 象徴天皇制の諸問題 (156)
不敬罪／天皇と裁判権／女性天皇
- V 皇室制度の問題 (158)
皇室財産と皇室費用／皇室財産の授受制限

第Ⅳ部 憲法訴訟

第17章 法の支配と違憲審査制——憲法訴訟の類型 …………… (162)

- I 法の支配と違憲審査制 (162)
違憲審査制の意義／違憲審査制の根拠
- II 違憲審査制の類型 (164)
違憲審査制の性格／アメリカ型の付随的違憲審査制／ドイツ型の抽象的違憲審査制／アメリカ型とドイツ型の接近
- III 他の違憲審査制 (168)
フランス憲法院／韓国憲法裁判所

第18章 日本における違憲審査制 …………… (171)

- I 日本国憲法が採用している違憲審査制 (171)
憲法81条／司法審査の制度／司法審査の主体／司法審査の対象
- II 日本における違憲審査制の実態 (176)

| | | |
|------|--|-------------|
| 第19章 | 違憲審査のプロセスと審査基準 | …………… (178) |
| I | 問題の所在 | (178) |
| II | 違憲審査のプロセス | (179) |
| | 訴訟類型／訴訟要件／憲法判断回避の可否／事実認定／違憲審査の基準／憲法判断の方法 | |
| III | 代表的な違憲審査基準の例 | (183) |

第2篇 基本的人権

第I部 人権の原理

| | | |
|------|-------------------------------|-------------|
| 第20章 | 基本的人権総論 | …………… (190) |
| I | 基本的人権の歴史 | (191) |
| | 近代的人権の登場／第2次世界大戦後／日本 | |
| II | 人権の類型 | (194) |
| | 人権の基本的な性質／類型の相対性 | |
| III | 基本的人権の憲法的保障 | (196) |
| | 違憲審査による人権保障／人権保障の限界 | |
| IV | 人権の享有主体—憲法の保障が及ぶ範囲 | (197) |
| | 国民／公務員／天皇および皇族／法人（団体） | |
| V | 外国人の権利 | (205) |
| | 権利の人権享有主体性／出入国管理に関する権利／享有する人権 | |
| 第21章 | 人権の国際的保障 | …………… (210) |
| I | 人権の国際的保障 | (210) |
| | 人権保障の国際化／国際的実施の様々な主体 | |
| II | 国際人権の国内適用 | (213) |

第22章 基本的人権の適用範囲 …………… (217)

I 「公共の福祉」と基本的人権の制約 (217)

基本的人権の制約に関する学説／「公共の福祉」概念の再検討
／基本的人権の種類と制約の可能性

II 特殊な法律関係と基本的人権 (222)

特別権力関係論とその克服／特殊な法律関係における基本的人
権の制約

第23章 私人間の人権保障 …………… (225)

I 私人間の人権保障 (225)

問題の背景／人権規定の私人間効力に関する学説・判例／両説
の検討

II 法人（団体）の「人権」(229)

問題の意味／団体の人権主体性の根拠・要件・範囲／判例の問
題点

第Ⅱ部 個人の尊厳と平等

第24章 個人の尊重と人格権 …………… (236)

I 憲法13条の思想的背景 (236)

個人の尊重と人間の尊厳／生命、自由および幸福追求の権利

II 憲法13条の法的性質 (238)

総論的権利から具体的権利へ／個人の尊重／幸福追求権・包括
的基本権／人格権／プライバシーの権利／自己決定権

第25章 生命に対する権利 …………… (246)

I 基本的権利としての生命に対する権利 (246)

II リプロダクティブ・ライツに関わる生命権 (247)

| | | |
|------|---|-------|
| | 生命を与える権利／出生前の生命の保護 | |
| III | 出生後の生命の保護 (251) | |
| | 殺人の禁止／生命保護の要件を整備する義務 | |
| 第26章 | 婚姻・家族生活の権利 …………… | (254) |
| I | 「家」制度と憲法24条 (254) | |
| | 明治憲法における家族／憲法24条制定の経緯 | |
| II | 憲法24条の意義 (256) | |
| | 婚姻／家族生活 | |
| 第27章 | 平 等 …………… | (262) |
| I | 「平等」ということ (262) | |
| | 普遍的原理としての「平等」／憲法上の平等問題／「平等」を いうことの「意味」と「無理」／積極的差別是正（優遇）措置 をめぐって | |
| II | 不合理な差別の禁止 (266) | |
| | 平等の概念／憲法14条の意味／「平等」をめぐる違憲審査基準 | |
| III | 憲法14条1項後段の列挙事項 (268) | |
| | 人種／信条／性別／社会的身分 | |

第Ⅲ部 精神の自由

| | | |
|------|-------------------------------------|-------|
| 第28章 | 思想・良心の自由 …………… | (274) |
| I | 精神活動に関する自由と権利 (274) | |
| | 精神活動に関する諸権利／いわゆる「優越的地位」というコン セプト | |
| II | 問題の所在——思想・良心の自由を保障する意義 (276) | |
| | 明治憲法下における「思想」の弾圧／思想・良心の自由の意義 | |
| III | 思想・良心の自由の保障内容 (278) | |
| | 特定「思想」の強制の禁止／「思想」を理由とする不利益取扱 | |

いの禁止／沈黙の自由

第29章 信教の自由と政教分離 …………… (282)

I 近代立憲主義と信教の自由 (282)

II 信教の自由 (283)

日本国憲法制定以前の日本における信教の自由／日本国憲法の制定過程／信教の自由の保障内容／信教の自由の限界

III 政教分離の原則 (285)

諸外国における国家と宗教の関係／政教分離原則の性格／「相対的分離」と目的・効果基準／神社と国家

第30章 表現の自由 …………… (292)

I 表現の自由の意義と歴史 (292)

表現の自由の意義／表現の自由の歴史／日本における表現の自由

II 条文の読み方と構造——憲法21条 (294)

III 表現の自由の内容とその限界 (294)

規制の態様／表現の自由の内容

IV 現代社会における表現の自由 (301)

マスメディア／インターネット／情報公開制度／犯罪報道

第31章 学問の自由と教育を受ける権利 …………… (309)

I 学問の自由 (309)

憲法23条の意義／学問の自由／大学の自治

II 教育を受ける権利 (313)

憲法26条の意義と性質／教育を受ける権利の内容／教育の自由と教育権の所在

第Ⅳ部 社会的・経済的権利

| | | |
|------|--|-------|
| 第32章 | 生存権 | (320) |
| Ⅰ | 社会権の成立 | (320) |
| Ⅱ | 憲法25条の法的性質 | (321) |
| | 憲法25条の特徴／憲法25条の法的性質／「健康で文化的な最低限度の生活」の内容と司法審査 | |
| Ⅲ | 現代社会における憲法25条の役割 | (326) |
| | 社会保障制度の概略／「現代の貧困」と憲法25条 | |
| 第33章 | 労働基本権 | (331) |
| Ⅰ | 労働基本権と「ディーセント・ワーク」 | (331) |
| Ⅱ | 労働権 | (332) |
| | 意義と権利の性質／権利のプログラム性と権利内容／憲法27条2項による労働条件の基準の法定／最近の労働法制の規制緩和と憲法27条／労働者派遣法の成立と展開 | |
| Ⅲ | 労働基本権 | (334) |
| | 歴史的背景と権利の意義／権利の性質／労働三権／公務員の労働基本権 | |
| 第34章 | 経済的自由 | (338) |
| Ⅰ | 居住移転の自由 | (338) |
| | 居住移転の自由／海外渡航の自由／国籍離脱の自由 | |
| Ⅱ | 職業選択の自由 | (340) |
| | 職業選択の自由の内容と意義／職業選択の自由の限界 | |
| Ⅲ | 財産権 | (343) |
| | 財産権保障の意味／財産権の「公共の福祉」による制限／財産権の制限と補償／正当な補償 | |

第V部 手続的権利

第35章 公正な裁判と人身の自由 …………… (350)

I 裁判を受ける権利 (350)

II 人身の自由と適正手続 (351)

人身の自由の意義／適正手続

III 刑事手続上の権利——あなたを守る大切な権利 (352)

被疑者（起訴前）の権利／被告人（起訴後）の権利／再審／絶対的禁止事項

IV 刑事補償 (361)

第36章 請願権・国家賠償請求権 …………… (363)

I 請願権 (363)

現代における請願権の意義／権利行使の方法

II 国家賠償請求権 (364)

意義／国家賠償法

判例索引

事項索引

執筆者一覧